

郡山市告示第 284 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を作成したため、次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 12 日

郡山市長 椎根 健雄

1 地域計画の案の内容

- (1) 名称 地域農業経営基盤強化促進計画
- (2) 地域計画を定める地区 別紙のとおり

2 意見書の提出

当該地域計画の案の利害関係人は、次により郡山市に意見書を提出することができる。

- (1) 意見書様式 別紙様式による。
※別紙様式は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- (2) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールによる。
- (3) 提出先 郡山市農商工部農業政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）
住所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 ファクシミリ 024-938-3150
電子メール nougyouseisaku@city.koriyama.lg.jp
- (4) 提出期限 令和 7 年 9 月 26 日 午後 5 時 15 分まで
- (5) その他
 - ア 意見書の言語は日本語とする。
 - イ 地域計画の案以外に対しては意見書を提出できない。
 - ウ 地域計画を告示する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて告示し、個別の回答は行わない。
 - エ 意見書の内容を公表する場合において、特定の個人を識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、当該箇所を伏せる。

3 地域計画の案の縦覧

- (1) 場所
 - ア 郡山市ウェブサイト (<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6730.html>)
※個人情報が含まれる情報については、個人情報保護の観点から掲載しない。
 - イ 郡山市農商工部農業政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）
- (2) 期間 令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 9 月 26 日まで
※郡山市の休日を定める条例(平成 2 年郡山市条例第 7 号)第 1 条に規定する市の休日を除く。
- (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(別紙) 地域計画を策定する地区

地区名	地区内農業集落名
三穂田 地区	川田、富岡、下守屋、鍋山、駒屋、野田、八幡、大谷、山口、膳部、芦ノ口、塩ノ原